

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月、同年9月及び48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から41年3月まで
② 昭和47年8月から48年3月まで

私の国民年金保険料については、母親が家族全員の分と一緒に納めていたはずであり、未納期間があるはずがない。特に申立期間②については、前後の期間は納付済みであり、家業が好景気な時期でもあったことから、この期間だけ納付記録が無いことに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、8か月と短期間である上、申立人は、国民年金保険料の納付記録がある昭和41年4月以降については、申立期間②を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、自身の保険料を完納している上、昭和50年4月からは付加保険料も納付するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、「母親が、家族全員の国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張するところ、申立期間②当時、母親が国民年金保険料を納付していた家族6人のうち、申立人及びその妻の申立期間②に係る保険料を除き、家族の保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人及び同居していたとする申立人の兄の手帳記号番号の払出しは昭和42年3月、資格取得は申立人が20歳に達した39年*月*日（兄は、37年*月*日）に遡及^{そきゆう}して行われていることが確認でき、この手帳記号番号

が払い出された時点で、39年12月以前の期間の保険料は、既に時効により納付ができない上、41年4月から42年3月までの期間及び申立期間①のうち40年1月から41年3月までの期間の国民年金保険料は、過年度保険料として納付することが可能であったところ、オンライン記録によると、申立人及びその兄の保険料は、昭和41年4月から42年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるものの、40年1月から41年3月までの保険料は、申立人及びその兄も納付されていないことが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和39年12月以前の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できない上、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和47年10月から48年2月までについては、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から48年3月まで

私の国民年金保険料については、義母が家族全員の分と一緒に納付していたはずである。家業が好景気な時期でもあったことから、この期間だけ納付記録が無いことに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその義母は、自身の国民年金保険料を完納している上、昭和50年4月からは付加保険料も納付するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、「国民年金の保険料は、義母が家族全員の分と一緒に納付していたはずである。」と主張するところ、申立期間当時、義母が国民年金保険料を納付していた家族6人のうち、申立人及びその夫の申立期間の保険料を除き、家族の保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月16日から同年10月1日まで
私は、昭和43年4月にA株式会社C支店に入社し、45年6月に同社B支店に転勤し、48年1月に退職するまで、継続して勤務していた。しかし、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B支店が保管する人事記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和45年6月16日にA株式会社C支店D営業所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店における昭和45年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社B支店では不明としており、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年3月までの期間及び6年8月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月から6年3月まで
② 平成6年8月から8年3月まで

申立期間当時は学生だったので、私の国民年金保険料は、母が勤務先にある金融機関の窓口で毎月1か月分ずつ、郵便で届いた納付書を使って納付してくれていた。当時、母から、兄が学生の時は免除申請していたが、私については、保険料を納めなければ、万一、障害者になったときに年金がもらえなくなるので、きちんと納付していたと聞いた。申立期間が申請免除承認期間となっていることに納得がいかないのので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、「兄が学生の時には免除申請したが、私が学生の時の免除申請の手続は私も母もしていない。母から、毎月、勤務先にある金融機関の窓口で納付していたと聞いている。」と主張するところ、オンライン記録によると、申立人の兄については、申請免除の記録は無く、学生の時の国民年金保険料はすべて納付された記録となっている一方で、申立人については、申請免除が承認された記録となっていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、A市町村では、申立期間①及び②当時の学生の免除申請手続について、「社会保険事務所（当時）の指導に基づき、本人若しくは親族以外の申請は受理しておらず、在学証明書等により学生であることを確認していた。」としている上、申立期間①及び②の免除申請の手続は、制度上、毎年行うことが必要であったことを踏まえると、免除申請の手続を行っていないとする主張は不自然である。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料は、申立人の母親が金融機関に毎月納付していたと主張するが、これら 28 か月の保険料を納付した記録がすべて失われたと考えることは不自然である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月から14年3月まで

申立期間については、学生納付特例が承認された期間となっているが、私の父親が資格取得手続きを行い、母親が国民年金保険料を納付したと聞いているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間については、私の父親が国民年金の資格取得手続きを行い、母親が保険料を納付したと聞いている。」と主張するところ、A市町村が保管する国民年金資格台帳から、申立期間は学生納付特例承認期間となっており、申立人が在籍した大学名及び入学時期と一致する「B大学（平成11年4月から）」の記載が確認でき、A市町村では、「学生納付特例の申請には、在学が確認できる資料（在学証明書等）の添付が必要であり、本人又は親族からの申請でなければ受け付けない。」と回答していることを踏まえると、申立期間について、学生納付特例の申請を行ったものと考えられる。

また、オンライン記録から、申立期間について、平成12年9月29日及び13年5月10日に学生納付特例の申請を行った記録となっていることが確認できるところ、申立人の父親は、「学生納付特例の申請をしたことは無い。」と述べているが、申請を行っていないにもかかわらず二度の申請日が記録されていることは不自然である。

さらに、申立人の父親は、申立人の兄の申請免除及び学生納付特例が承認されている期間（平成10年9月から13年3月まで）について、「当時は経済的に苦しかったので、免除申請をした。」と述べているところ、当該期間は、申立期間の一部（12年9月から13年3月まで）と重複しており、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立内容と符合しない。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、「自宅近くのC銀行かD銀行で納付したが、毎月納付したのかまとめて納付したのかははっきり覚えていない。」としており、納付についての記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年ごろから 33 年 9 月ごろまで

申立期間は、A 駅前にあった B 事業所に正社員として勤務していた。事業主は、C さんという人で、10 人ぐらいの従業員がいた。厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、B 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、B 事業所を経営していた D 社は、昭和 37 年 11 月 12 日に厚生年金保険の任意適用事業所となっていることが確認でき、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、D 社の事業主及び同僚の同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも昭和 37 年 11 月 21 日であることが確認できる。

さらに、申立期間当時、D 社のようなサービス業（飲食店営業）は、制度上、厚生年金保険の非適用業種となっており、厚生年金保険の強制適用事業所ではないと認められる上、事業主が当該期間に任意適用事業所となるための申請を行ったことがうかがえる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。